

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条～第11条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特別償却対象資産の特別償却額の計算等)</p> <p>10～11共-1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項及び第11条第1項の規定を適用する場合には、措置法通達10の3～14共-1及び10の3～14共-2の取扱いを準用する。</p> <p>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>10～11共-2 震災特例法第10条第3項又は第10条の2第3項に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における震災特例法第10条第1項又は第10条の2第1項に規定する特定機械装置等(以下この項において「<u>特定機械装置等</u>」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設(以下この項において「取得等」という。)をした<u>特定機械装置等</u>につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額</p> <p>(2) 個人が取得等をした<u>特定機械装置等</u>につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</p> <p>(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。</p> <p>2 個人が<u>特定機械装置等</u>の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控</p>	<p>第10条～第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特別償却対象資産の特別償却額の計算等)</p> <p>10～11の2共-1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項、<u>第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条第1項及び第11条の2第1項</u>の規定を適用する場合については、措置法通達10の3～15共-1及び10の3～15共-2の取扱いを準用する。</p> <p>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>10～11の2共-2 震災特例法第10条第3項、第10条の2第3項又は<u>第10条の2の2第3項</u>に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における震災特例法第10条第1項に規定する特定機械装置等、<u>震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第10条の2の2第1項に規定する特定機械装置等</u>(以下この項において「<u>税額控除対象機械装置等</u>」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設(以下この項において「取得等」という。)をした<u>税額控除対象機械装置等</u>につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額</p> <p>(2) 個人が取得等をした<u>税額控除対象機械装置等</u>につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</p> <p>(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。</p> <p>2 個人が<u>税額控除対象機械装置等</u>の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡っ</p>

除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第10条((企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10-1 個人が震災特例法第10条第1項に規定する特定機械装置等を同項の表の各号の第3欄に掲げる区域内において当該各号の第4欄に掲げる事業の用に供した日の属する年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-2 震災特例法第12条の2第5項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の2((避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

て税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。

第10条((特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10-1 個人が震災特例法第10条第1項に規定する特定機械装置等を同項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日の属する年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-2 震災特例法第12条の2第4項各号に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の2((企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に懸かる取扱いの準用)

10の2-1 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。

(新設)

第10条の2の2((避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-1 震災特例法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。

(従業者の範囲)

10の2-2 震災特例法第10条の2第1項に規定する「従業者」とは、使用人その他の者で、個人の事業に現に従事する者をいうものとする。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の2-3 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2の2-1 震災特例法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。

(従業者の範囲)

10の2の2-2 震災特例法第10条の2の2第1項に規定する「従業者」とは、使用人その他の者で、個人の事業に現に従事する者をいうものとする。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の2の2-3 震災特例法第10条の2の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。

第10条の3(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)関係

(税額控除の適用がある適用期間の意義)

10の3-1 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、年の中途から同項に規定する適用期間(以下この項において「適用期間」という。)が開始する同条第1項に規定する適用年(以下この項において「適用年」という。)又は年の中途に適用期間が終了する適用年においては、その適用期間内に同条第1項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの(以下この項において「補助金等」という。)の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対

(廃 止)

(廃 止)

第10の3 ((企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除の適用がある適用期間の意義)

10の3-1 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、年の中途から同項の表の各号の第2欄に掲げる期間(以下この項において「適用期間」という。)が開始する同条第1項に規定する適用年(以下この項において「適用年」という。)又は年の中途に適用期間が終了する適用年においては、その適用期間内に当該各号の第3欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの(以下この項において「補助金等」という。)の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の

給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの

(支給する給与等のうち事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの意義)

10の3-3 震災特例法第10条の3第1項に規定する「その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの」には、法第57条第3項に規定する事業専従者について同項の規定により必要経費とみなされる金額は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-4 震災特例法令第12条の3第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10の3の2 ((企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の2-1 震災特例法第10条の3の2第1項の規定に係る適用期間(同項の表の各号の第2欄に掲げる期間をいう。)の意義等については、10の3-1~10の3-4までの取扱いを準用する。

(新 設)

支給額をいう。)を基礎として定められているもの

(支給する給与等のうち事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの意義)

10の3-3 震災特例法第10条の3第1項に規定する「その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの」には、法第57条第3項に規定する事業専従者について同項の規定により必要経費とみなされる金額は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-4 震災特例法令第12条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3の2((避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の2-1 震災特例法第10条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1～10の3-4までの取扱いを準用する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(新設)

(新設)

第10条の3の3((避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の3-1 震災特例法第10条の3の3第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1～10の3-4までの取扱いを準用する。

第10条の5((特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等))関係

(開発研究の意義)

10の5-1 震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究(以下10の5-3までにおいて「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供されるもの)

10の5-2 震災特例法令第12条の5第2項に規定する「専ら(……)開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のた

(廃 止)

(廃 止)

第11条((新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等))関係

(開発研究の意義)

11-1 震災特例法第11条第1項に規定する開発研究(以下11条関係において「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供されるもの)

11-2 震災特例法令第13条第3項に規定する「専ら(……)開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

めに使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

(委託研究先への資産の貸与)

10の5-3 震災特例法第10条の5第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設(10の5-4において「取得等」という。)をした同項に規定する開発研究用資産(10の5-4において「開発研究用資産」という。)を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該個人が行う開発研究の用に供したもものとして取り扱う。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5-4 震災特例法第10条の5第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の開発研究用資産の取得等をした日及び震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供した日の現況によるものとする。

第11条((新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等))関係

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用)

11-1 震災特例法第11条第1項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、10の5-1～10の5-3までの取扱いを準用する。

(新 設)

(委託研究先への資産の貸与)

11-3 震災特例法第11条第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する開発研究用資産を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該個人が行う開発研究の用に供したものと  
して取り扱う。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

附 則

(経過的取扱い)

改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第102号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年財務省令第24号）をいう。以下同じ。）による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の取扱いの例による。

(新設)

第11条の2（被災代替船舶の特別償却）関係

(同一の用途の判定)

11の2-1 震災特例法令第13条の2の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、おおむね漁船、運送船（貨物船、油槽船、薬品槽船、客船等をいう。）、作業船（独航機能を有しないものを除く。）、その他の区分により判定する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-2 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の震災特例法第11条の2第1項に規定する被災代替船舶の取得等をした日及び当該被災代替船舶を事業の用に供した日の現況によるものとする。

(新設)